

杉山元治郎の公職追放（上）

——「農民の父」杉山元治郎の戦中・戦後

横関 至

はじめに—新資料の出現

- 1 公職追放確定の時期
- 2 追放解除特免申請書での弁明
- 3 検証その1—全国農民組合の解体と杉山
- 4 検証その2—翼賛選挙における推薦候補での当選（以上、本号）
- 5 検証その3—護国同志会への参加（以下、次号）
- 6 公職追放中の言動
- 7 公職追放解除後の杉山

おわりに

はじめに——新資料の出現

本稿の課題は、新しく見出された資料である杉山元治郎の公職追放解除関連文書を検討することにより、杉山元治郎の戦中・戦後の言動を探ることである⁽¹⁾。本稿の分析対象である杉山は、日本農民組合（以下、「日農」と略記）の創設者の一人で常に農民組合組織の長に位置して「農民の父」と評されてきた人物であり、戦後の公職追放の時期を除いて戦前・戦中・戦後を通して常に表舞台にたっていた指導的人物であり、キリスト教徒の社会運動指導者としても著名である⁽²⁾。ところが、

(1) 本稿で使用する「戦中・戦後」という時期区分は、拙稿「農民運動指導者三宅正一の戦中・戦後」上（『大原社会問題研究所雑誌』559号、2005年6月）での「戦前」・「戦中」・「戦後」の3区分規定を踏襲したものである。「戦中」とは、1937年から敗戦までの時期を指している。

(2) 1949年の「覚書該当指定の特免申請書」（杉山文庫-41、17頁）で、杉山は「右の様に私は今日に至るまで全国の村々に解放運動を展開したから、今日猶ほ全国の農民から『農民の父』として慕われ」云々と記している。なお、杉山は、10代で洗礼を受けたキリスト教徒であり、キリスト教社会運動家の代表として賀川豊彦・河上丈太郎とともに名を挙げられる存在である。日本農民組合創設期から1930年代の全国農民組合解体までの時期の杉山については、法政大学大原社会問題研究所の編集による復刻『土地と自由』第4巻（法政大学出版局、1999年）所収の拙稿「『土地と自由』解題」を参照されたい。また、キリスト教徒であった杉山と賀川が日本農民組合創立で果たした役割については、拙稿「キリスト教徒賀川豊彦の革命論と日本農民組合創立」（『大原社会問題研究所雑誌』421号、1993年12月）を参照されたい。

日農の創設時点での杉山の動静については研究が蓄積されてきたが、戦中・戦後の動きについては十分には検討されてこなかった。ましてや、公職追放との関わりについては、杉山がいつ公職追放となり、いつ追放解除となったのか、その時期の確定という初歩的作業から始めなければならないのが現状である。戦中・戦後の時期の研究がまだ十分には進展していない農民運動史研究は、こうした基礎的事実の確認作業から再出発すべき時点がきている。どのような農民運動史像を描くべきか云々の議論は必要であるが、その出発点となるべき事実確認をしていくことが先決であろう。本稿は、その作業のための1つの試みである⁽³⁾。

本稿は、これまで見つかっていなかった資料を使用することができた。数年前から戦時下の杉山の言動を探るために大阪人権博物館所蔵の日記・手帖の類を調査していたところ、別の名称で一括されている資料群のなかに、公職追放の解除願いに関する資料が混在していることが判明した。これが、本稿が対象としている資料である。この大阪人権博物館所蔵資料は、杉山元治郎伝刊行会編集・発行『土地と自由のために－杉山元治郎伝』（1965年。以下、『杉山伝記』と略記）334頁の「第4部 論稿そのほか」の「はしがき」に、「故人は日記、ノートをはじめ執筆論文を掲載した新聞、雑誌その他の資料を細大もらさず所持しており、その量は膨大なものになる」と記されていたものであると考えられる。この点については、中北浩爾「戦前無産運動の再検討－杉山元治郎をめぐって」上下（東京大学出版会『UP』320号、321号、1999年）および伊藤隆・季武嘉也編『近現代日本人物史料情報辞典』（吉川弘文館、2004年）での杉山の項（吉田健二氏執筆）を参照されたい。ただ、中北、吉田両氏とも、資料のなかに公職追放関係のものが存在することについては触れられていない。そのため、本稿で使用する資料を「これまで見つかっていなかった資料」と記したのである。

大阪人権博物館に所蔵されていた杉山元治郎所蔵の全資料は、2006年にマイクロフィルムに収められた。そして、大阪人権博物館の御好意により、そのマイクロフィルムから複写・印刷した資料を法政大学大原社会問題研究所（以下、「大原社研」と略記）でも所蔵・公開することが可能となった。それが、目録と全41冊の資料とから成る「杉山元治郎文庫」（以下「杉山文庫」と略記）として大原社研で閲覧に供されているものである。ただ、目録は、資料の一点ずつを明記したものではない。なお、この資料には頁数は打たれていないので、ある資料が何番の冊子に収められているかという表示しかできないのが現状である。本稿における表示の仕方は、たとえば41冊目に収録されている資料は「杉山文庫－41」と書くこととする。

公職追放解除願いの書類は、様々な資料のなかに公職追放関係文書とは明示されない状態で、「推薦状、認定書、証書綴」という表題の資料として目録に記載されているもののなかに、収録されている（杉山文庫－41）。なかでも、1949年に書かれた「覚書該当指定の特免申請書」（杉山文

(3) 農民運動指導者の戦中・戦後を探る作業をおこなってきた以下の拙稿を参照されたい。「労農派と戦前・戦後農民運動」上下（『大原社会問題研究所雑誌』440号・442号、1995年7月、9月）、「日本農民組合の再建と社会党・共産党」上下（『大原社会問題研究所雑誌』514号・516号、2001年9月、11月）、「大日本農民組合の結成と社会大衆党」（『大原社会問題研究所雑誌』529号、2002年12月）、「農民運動指導者三宅正一の戦中・戦後」上下（『大原社会問題研究所雑誌』559号・560号、2005年6月、7月）。

庫-41。以下「特免申請書」と略記)のなかには、「弁明書」と「杉山元治郎の歩んで来た道」が収められている。また、教職追放に関する1950年と1951年の資料が、目録では「表題 農民組合と小作争議」,「年次 1947」,「備考 新聞切抜,原稿」と記載されている資料のなかに収納されている(杉山文庫-37)。

この特免申請書は1949年5月2日に提出された。この日付については、総理府内公職資格訴願審査委員会事務局長伊関佑二郎より1950年4月15日付で杉山に送付された「覚書該当者の指定の特免について」(杉山文庫-41)という文書のなかで、「貴下昭和24年5月2日御提出の特免」と記されている。この申請書の現物については、未だ見出しえていない。しまね・きよし、鶴見俊輔共同執筆「追放された人々の言い分」では、「ある図書館の地下室」に「未整理・未登録のまま保存されている手記の山に出会った」として、「追放指定にたいして免除を申請した本人提出の弁明書」が存在すると記されている(『思想の科学』1966年8月号,「特集 占領と追放」,29頁)。しかし、まだ「ある図書館」とはどこかを捜しあてておらず、杉山のものが収められているかどうかは不明のままである。

杉山文庫に収められている特免申請書は、提出されたものの写しと思われるものと準備書面である。字句の直しはないが「昭和24年4月 日提出」となっており日付が記入されていないものを写しと判断した。字句の直しがいっており日付も記入されていないものを準備書面とみなした。以下の検討においては、提出されたものの写しと思われるものを使用する。この特免申請書は、杉山が自己をどのように位置づけていたかを知ることの出来る貴重な資料である。弁明のための書であるために、自己に不利益となるだろう事例については隠すであろうし、占領軍からみて問題であると思われる可能性のある事柄を素直に記述することはないと考えられる。そうであったとしても、この特免申請書は杉山がどのように自分を描きだそうとしていたのかを知ることが出来る資料であり、杉山の自己認識を探る上で逸することの出来ない資料であると考えざるを得ないものである。

日記・手帖の類では、1947年-1949年、1951年のものは、杉山文庫に存在しない。追放前後の時期の手帳が欠落していることになる。最初から存在しなかったのか、それとも途中で紛失したのかは、不明である。1946年までの日記・手帖は存在しているし、1950年の手帖も保存されている。なお、戦中・戦後の時期の杉山の日記・手帖は1日について数行しか記されておらず若干の感想を知ることが出来るのみであるが、思想と行動を窺い知る貴重な資料として使用することとした。

ここで、研究の動向について概観しておこう。まず、公職追放の具体的分析の先駆となったのは、しまね・きよし・鶴見俊輔共同執筆の前掲「追放された人々の言い分」である。これは、「追放指定にたいして免除を申請した本人提出の弁明書」(『思想の科学』1966年8月号,29頁)を使用して検討したものであり、「学者・評論家」として市川房枝や暉峻義等が取り上げられている。しかし、社会運動指導者の公職追放については検討されていない。しまね・きよし「追放解除を要請する論理-暉峻義等を中心として」(思想の科学研究会編『共同研究 日本占領』徳間書店,1972年)は、『思想の科学』での研究を受けて作成されたものである。公職追放研究に先鞭をつけたH.ベアワルド『指導者追放』(勁草書房,1970年)では、社会運動指導者としては平野力三の追放問題が検討されている。そして、H.ベアワルド氏に師事した増田弘氏の『公職追放』(東京大学出版会,1996年)でも、平野力三の追放問題は検討されている。さらに、竹前栄治・中村隆英監修、増田弘解説

『GHQ日本占領史 6 公職追放』（日本図書センター、1996年）46-47頁、50頁では、平野力三、松本治一郎の事例が検討されている。このように、平野力三、松本治一郎の追放問題は検討されてきたが、それ以外の社会運動指導者の公職追放の具体的検証は未開拓であるのが現状である⁽⁴⁾。次に、社会運動指導者の戦争協力という問題については、水平運動を主な対象とする朝治武氏の一連の研究によって具体的分析が積み重ねられてきた。なかでも、朝治武氏の報告「戦時下の水平運動と戦争協力」（黒川みどり・関口寛・藤野豊・朝治武著『「水平社伝説」からの解放』かもがわ出版、2002年）は、注目に値するものである。そして、朝治氏の最新稿「全国水平社消滅をめぐる対抗と分岐」（水平社博物館発行『水平社博物館研究紀要』第9号、2007年）は、水平運動の指導者であった松本治一郎について戦時下、戦後の時期を対象として検討を進めた注目すべき論文である。指導者の戦時下の言動の分析は、女性史やキリスト教史、仏教史の分野においても、進められてきた。ところが、労働運動史、農民運動史の分野や、政党史の分野では、指導者の戦時下の言動について具体的に分析されることは少なかった。そのため、社会運動指導者であり議員でもあった人々の戦時下の政治責任を解明する作業は十分には進展してこなかったのである。

では、杉山の自伝、回想記や杉山についての研究においては、戦中・戦後はどのように扱われてきたのであろうか。杉山元治郎「私の履歴書」（日本経済新聞社編集・発行『私の履歴書 第5集』1958年）では、戦中・戦後の記述は少ない。小平権一・杉山元治郎「昭和経済史への証言 18 自力更生を基本に」（『エコノミスト』42巻36号、1964年9月1日号）、杉山「昭和経済史への証言 19 盛り上がる農民運動」（『エコノミスト』42巻37号、1964年9月8日号）は1920年代農民運動とその指導者群像についての回想であり、戦中・戦後への言及はなされていない。前掲『杉山伝記』所収の「自叙伝」や伝記部分でも、戦中・戦後についての記述は少ない。この「自叙伝」は『新大阪新聞』に1962年10月6日から11月21日まで連載されたものに、編者が「補足」、「省略」、「採録、挿入」したものであり、「この自叙伝は全体として必ずしも厳密な意味での自叙伝ではない」との断りがあるものである（『杉山伝記』130頁）。中北浩爾氏の前掲「戦前無産運動の再検討」下では、翼賛選挙、護国同志会と杉山との関わり等についてほとんど言及されておらず、公職追放の問題についても論及されていない。拙稿「『土地と自由』解題」（大原社研編『復刻 土地と自由』第4巻、法政大学出版局、1999年）では、『土地と自由』の発行人であった杉山の略歴紹介の項で、翼賛選挙、護国同志会にふれているが、公職追放については「敗戦後、公職追放となる」（同上、123頁）と記すのみであった。この時点では、本稿で使用する資料は見出せていなかったため、杉山の公職追放についての検討は拙稿解題ではなされていなかった。東北学院大学による最新の杉山研究（「大正デモクラシーと東北学院」調査委員会編『大正デモクラシーと東北学院-杉山元治郎と鈴木義男-』東北学院、2006年、以下『大正デモクラシーと東北学院』と略記）でも、護国同志会との関係には言及していない。なお、この文献は基本資料に基づいて詳細に記されたものであるが、大原社研に所蔵されている杉山の書簡や『土地と自由』は使用されていない。これらを活用すれば、より一層杉山の人物像が鮮明になったであろう。その際には、『土地と自由』と杉山との関わりに

(4) この点、拙稿書評「増田弘著『公職追放』」（『大原社会問題研究所雑誌』456号、1996年11月）を参照されたい。

ついても言及している前掲拙稿『『土地と自由』解題』も参照されたい。人名辞典でも、戦時下の事柄への言及が十分にはなされてこなかった。翼賛選挙で推薦候補として当選したことや杉山と護国同志会との関係について触れられていないものがある。塩田庄兵衛編集代表『日本社会運動人名辞典』（青木書店、1979年）は、杉山と護国同志会との関係について触れていない。国史大事典編集委員会編『国史大事典』第8巻（1987年、西田美昭氏執筆）は、翼賛選挙にも護国同志会にも言及していない。近代日本社会運動史人物大事典編集委員会編『近代日本社会運動史人物大事典』第3巻（日外アソシエーツ、1997年、林宥一氏執筆）は、杉山と護国同志会との関係について触れていない。このように、戦中・戦後の杉山について明らかにする上での基礎的研究が充分には蓄積されてきていないといっても過言ではない⁽⁵⁾。今日の時点においても基礎的作業が必要と主張する所は、ここにある。

本稿では、杉山の公職追放解除願文書での杉山の弁明や伝記・回想記と、歴史的事実とを、比較検討していく。何に言及し、何に触れられていないのかに着目して検証していくこととする。本稿の構成は、以下の通りである。1で公職追放確定の時期を明確にし、2では杉山が提出した追放解除の特免申請書の内容を紹介する。3、4、5では、その特免申請書を歴史的事実と照らし合わせて検証していく。杉山が一貫してキリスト教徒であったことは明白であるので、キリスト教徒という要素以外の側面、すなわち農民運動指導者・議会人という点から、杉山の戦中・戦後の言動の分析を行なう。検証の対象となる事柄は、全国農民組合（以下、「全農」と略記）の解体への杉山の関与、翼賛選挙での推薦候補となったいきさつ、護国同志会との関わりである。6では公職追放中の杉山の言動を検出し、7では公職追放解除の時期を確定し解除後の杉山の政治行動を概観する。

1 公職追放確定の時期

追放該当確定の時期については、3つの説が唱えられてきた。1つは、1946年4月の総選挙以前の時点で追放されたとする説である。「21年4月の総選挙に杉山は追放該当者として指定されたため立候補できず」（『杉山伝記』319頁）。2つめは、1947年5月とする説である。前掲『日本社会運動人名辞典』312頁の杉山の項は、「47年5月翼賛議員であることが原因で公職から追放され」「52年10月追放解除となり」と記している。また、吉田健二氏の『『社会思潮』解題』（日本社会党・大原社研編『社会思潮』第8巻、法政大学出版局、1991年）も、「1947年5月以降の公職追放中」（同上、371頁）と記しておられるが、確定の根拠は明示されていない。3つめは、1948年5月10日とする説である。『杉山伝記』492頁の「杉山元治郎年譜」と前掲『国史大事典』第8巻（西田美昭氏執筆）、前掲『大正デモクラシーと東北学院』126頁に記されている。『杉山伝記』は、同一の書物のなかに相異なる評価がふくまれていたことになる。なお、前掲『近代日本社会運動史人物大事典』

(5) 戦後の杉山の回想や伝記において満州事変に関わる軍事予算増額への杉山の反対という事柄については度々言及され、平和の実現を願った議員という杉山像の形成に大きな役割をはたしている。しかし、戦争遂行時の議会活動の分析が等閑視されたまま、この軍事予算反対という側面のみが強調されてきた。戦前と戦後には言及しても戦時下についてはほとんど触れないままに、評価が提示されてきた。なお、(11) 参照。

第3巻35頁の杉山の項（林宥一氏執筆）は、公職追放決定の時期については明示しておらず、「敗戦後は日本社会党、日本農民組合の顧問となったが公職追放にあった」と記すのみである。このように研究の際に依拠する基本文献において、諸説入り乱れているのが現状である。公職追放確定の時期を明確にする作業が必要となる所以は、ここにある。以下、杉山の言動を検討していこう。

まず、敗戦後の農民組合・政党結成過程での杉山の言動についてみていこう。1945年9月22日に開催された無産党結成準備懇談会では、杉山への批判が表面化した。山梨県の松沢一の次のような感想が資料に記載されている。松沢は、平野力三の影響下にあった山梨県農民運動の指導的幹部の1人で県会議員をつとめた人物である。「水谷ヤ木下源吾、辻<井>民之助カラ猛烈ナ肅正論ガアツタガ、戦争ノ旗持ヲシタ護国同志会ニ走ツタ杉山元治郎等ハ一言半句モ云ハナカツタ。尤モ杉山等ハ木下ヤ辻<井>等ニ対シ除名シテ、恰モ軋ジタ人ヲ石ヲケケ（ママ）テ押ヘタ様ナヤリ方ヲシテ、当局ノ御機嫌ヲ取ツテ居タカラ何ヲ云ハレテモ止ムヲ得ナカツタダロウ」（1945年9月29日付の内務大臣・関東信越地方総監への山梨県知事の報告、粟屋憲太郎編『資料日本現代史 3』大月書店、1981年、137頁）。この会議は「大同団結」という点で落ち着いた。松沢によれば、「兎も角アアダコウダト云ツテ極論モ出タガ」、「期セズシテ少数分裂ヨリ大同団結ノ気運ガアリ、天下ヲ取ルマデハ理論ヲ抜キニ進ムベキダト云フコトニ落着シタ訳ダ」（同上）と。この会でのやりとりに対する杉山の感想が、手帳に短く記されている。「無産政党懇談会に出席した 其の空気を見ると昔と変らぬ有様だ」（杉山手帖、1945年9月22日、杉山文庫-21）。ここでは、戦時下の政治行動の責任を追及されたことについては、言及していない。

杉山は大阪府での農民組合再建に関与し、1945年10月17日の大阪農民組合再建発起人会に参加した（農民組合創立50周年大阪記念祭実行委員会編『大阪農民運動50年史』全日本農民組合大阪府連合会発行、1972年、91頁。なお、西村豁通・木村敏男監修、大阪社会労働運動史編集委員会編『大阪社会労働運動史』第3巻（戦後篇）、大阪社会労働協会発行、1987年、474頁も参照されたい）。11月6日には、大阪農民組合再建委員会が開催されたが、「この後、政党系列の分れた活動となり、翌年の日農大阪府連の結成は3派に分かれたものとなる」（前掲『大阪農民運動50年史』92頁。前掲『大阪社会労働運動史』第3巻、475頁をも参照）。

ところで、杉山や三宅正一ら日本労農党系の勢力は、戦時下の行動への批判により、社会党結成時点では大きな力を持ち得ず、杉山も重要な地位にはつかなかった⁶⁾。日本農民組合（以下、「日農」と略記）の再建に際しても同様の事態が生じていた。日農再建の中心を担ったのは、平野力

(6) 社会党結成過程での戦前無産政党の各系列の動静については、以下の論文を参照されたい。功刀俊洋氏の「解説 (3) 日本社会党の結成」（粟屋憲太郎編『資料日本現代史 3 敗戦直後の政治と社会 2』大月書店、1981年）、吉田健二氏の前掲『『社会思潮』解題』、前掲拙稿「日本農民組合の再建と社会党・共産党」上下、同「農民運動指導者三宅正一の戦中・戦後」上下、大野節子氏の「日本社会党の結成」（法政大学大原社会問題研究所五十嵐仁編集『戦後革新勢力』の源流』大月書店、2007年所収）。なお、同じ日本労農党系であっても、農地制度改革同盟を平野力三とともに最後まで支えた須永好の場合は、批判の対象とはならなかった（拙稿「戦後農民運動の出発と分裂-日本共産党の農民組合否定方針の波紋」、前掲『戦後革新勢力』の源流』所収）。須永は再建された日本農民組合の長に選出された。

三・須永好ら農地制度改革同盟を最後の段階まで守り通した人々と黒田寿男・大西俊夫・岡田宗司ら人民戦線事件で検挙された労農派の面々であり、杉山や三宅正一ら日本労農党系の勢力は中心となることはできなかった⁽⁷⁾。なお、『朝日新聞』1945年12月3日付の「私たちの消費組合 婦人参政の高円寺六東町会」という記事に紹介されている杉山の談話－「産地との連絡は近郷農村の農民組合や、漁民組合を利用してよいし」－は、この時期の杉山の発想を知る上で、注目に値する。ここには、消費組合を都市と農村との結びつきの中核にしていこうとする発想が示されている。これは、賀川豊彦や有馬頼寧の構想に通じるものであり、三宅正一が戦後のこの時期に提唱していたこととも共通するものである（拙稿「農民運動指導者三宅正一の戦中・戦後」下、『大原社会問題研究所雑誌』560号、2005年7月、参照）。

次に、公職追放指令が出されて以降の杉山の動向についてみていこう。1946年1月10日付『伊勢新聞』は「政情余断を許さず」との記事で、杉山が農相に予定されていると報じている⁽⁸⁾。すなわち、1月4日の公職追放に関するマッカーサー指令への対応として、「内閣は改造または総辞職の準備を漸次進展しつつ」、幣原首相は更迭断行案として、「文部に元文相安倍能成氏、農林に社会党の杉山元治郎氏、厚生に同じく松岡駒吉氏または西尾末広氏」等を考え、「官僚及び自由党、社会党、進歩党の連立内閣たらしめようとの構想が去来しているやうである」と。1月13日に内閣改造が行われたが、上記の予想はずれ、杉山の入閣という事態は生じなかった（内閣制度百年史編纂委員会編『内閣制度百年史』下、大蔵省印刷局発行、1985年、510頁）。それどころか、戦後初の総選挙への立候補者の資格審査問題の動向は、杉山の立候補自体を危うくするものとなった。『朝日新聞』1946年1月13日号には、総選挙立候補者の資格審査の徹底化についての記事が掲載された。そして、立候補者の資格審査についての内務省令（『朝日新聞』1946年1月31日号）が示された。それに関する1946年1月31日付の『官報』号外が杉山文庫に収められている（杉山文庫-41）。さらに、1946年2月4日の臨時閣議では、追放令の適用範囲が決定された（『朝日新聞』1946年2月5日号）。1946年2月9日の臨時閣議は、追放該当者の範囲を決定した。『朝日新聞』によれば、「広範なる公職追放 推薦議員総て該当」（『朝日新聞』1946年2月10日号）というものであり、「非推薦者でも自戒」、「前回の総選挙における非推薦の者と雖も顧みて十分自戒せられんことを期待する」（『朝日新聞』1946年2月10日号）という内容であった。推薦議員とは、翼賛選挙で推薦候補となり当選した議員である。杉山も推薦議員であった。それ故、推薦議員へのこうした扱いは杉山の政治行動を大きく左右するものであった。杉山は1946年2月9日の手帖（杉山文庫-21）において、「閣議にて立候補予定該当者発表、推薦議員は除外さる」と記している。ところで、1946年2月9日は日本農民組合が再建され顧問に選任された日であるが、手帖には「日本農民組合創立大会（御成門、赤十字本社ニ於テ）12時より開会盛会であった」とのみ記載されている（杉山文庫-21）。選挙立候補の道が閉ざされたことについて、2月10日の手帖には「今までやって来て周囲の人々に

(7) 前掲拙稿「日本農民組合の再建と社会党・共産党」上下および前掲拙稿「戦後農民運動の出発と分裂－日本共産党の農民組合否定方針の波紋」参照。

(8) 杉山文庫-36。目録では1934年の新聞切抜として表示されているところに、戦後の新聞記事が混在している。

失望させることは残念である。併し他の方面で大に働かう」と綴られている。1946年2月10日の『朝日新聞』の「追放該当者氏名 本社調査」という記事には、「翼賛選挙推薦候補」としての河上丈太郎、田万清臣、阪本勝、杉山元治郎、松本治一郎、渡辺泰邦、木下郁および「護国同志会」の前川正一、三宅正一、川俣清音、「皇道会」の平野力三の名前が記されている。

1946年2月28日、公職追放令・内務省令が公布され、檜橋渡書記官長を委員長とする第1次公職資格審査委員会が設置され、「第1次公職追放が開始されるのである」（前掲、増田弘『公職追放』10頁）。杉山は第1次公職追放の該当者になってはいなかったが、1946年4月10日の第22回総選挙には出馬しなかった⁹⁾。その時期、杉山は大阪府での3つに分化した農民組織のうちの1つの組織の長として活動した。1946年4月21日には、「日本農民組合大阪府連（のちの社党系）結成」となり、会長に杉山が選ばれた（前掲『大阪農民運動50年史』95頁。なお、前掲『大阪社会労働運動史』第3巻、475頁も参照）。そして、同年9月21日には、日本農民組合大阪府連第1回大会で、杉山が会長に、書記長に叶凸、事務長に亀田得治が選出された（前掲『大阪農民運動50年史』96頁）。

1947年4月25日の第23回総選挙にも、杉山は出馬しなかった。1947年5月2日に、杉山は教職不適格者に指定された（1947年5月2日付「指定書」杉山文庫-37。なお、1950年1月25日付の小田忠夫東北学院大学長より文部大臣に提出された「杉山元治郎氏（覚書該当者としての指定を解除された）の教職不適格について特免審査申請書」、杉山文庫-37、参照）。

1947年7月25日に全国農民組合が結成された。これは、同年2月の日農第2回大会後、日農を脱退し日農刷新同盟を結成した平野力三らが日農から除名後に結成したものであり、会長に賀川豊彦、副会長に松永義雄、佐竹晴記、主事に叶凸が選出され、杉山は平野力三とともに顧問に選出された（農民組合50周年記念祭実行委員会編『農民組合50年史』御茶の水書房、1972年、270頁）。杉山の地元の大阪は、この組合の中心的組織の1つであった。主事の叶凸は日農大阪府連書記長であり、中央常任委員の亀田得治は日農大阪府連事務長であった（前掲『大阪農民運動50年史』96頁、100頁。前掲『大阪社会労働運動史』第3巻、787頁をも参照）。杉山が1949年に書いた特免申請書のなかでは、次のように記されている。「（新）日本農民組合は共産党員の加入により著しく左傾化し、それ以来左右の対立はげしく第2回大会が混乱に陥るや、右派の人々は（新）日本農民組合刷新同盟を作り、昭和22年7月25日遂に（新）全国農民組合を創立するに至り、私は同組合の顧問、大阪府連合会の会長に選任せられたのであります」（特免申請書、12-13頁）。また、この大会について、杉山は特免申請書のなかで、次のように記している。大会の席上、「私の追放解除に関する請願の議案が満場一致可決され、爾来全国各地よりマッカーサー元帥宛に幾万人からの請願書が発送されているのであります」（特免申請書、17頁）と。この「追放解除」という記述は不正確である。1947年5月に教職不適格者の指定をうけたが、いわゆる「公職追放」にはなっていない段階である。また、「幾万人からの請願書」という表現が事実かどうかは不明である。

1947年7月31日には、5月の教職不適格者指定をうけて1944年6月から就任していた東北学院理事長を辞任した（『大正デモクラシーと東北学院』131頁）。

9) 『杉山伝記』319頁には、「21年4月の総選挙に杉山は追放該当者として指定されたため立候補できず」とあるが、この表現は不正確である。この時点では、まだ「追放該当者として指定」という事実は存在しない。

1947年8月21日に結成された全国農民組合大阪府連合会では、会長に杉山、書記長に亀田得治が選出された（前掲『大阪農民運動50年史』101頁および前掲『大阪社会労働運動史』第3巻、788頁）。

1947年11月4日に、杉山は公職追放該当の仮指定をうけた（「覚書該当指定の特免申請書」1949年4月 杉山文庫-41）。そして、同日、社会党を離党した。このことは、「前略 法務庁特別審査局より左記の件につき該当の項の調査依頼がありましたから、調査の上本部総務部までお知らせ願います」との日本社会党よりの問い合わせに対する1949年10月25日付の答えから判明する（杉山文庫-41）。そのなかで、「1、社会党離党年月日 22, 11, 4 1、政党に関係のなくなった年月日 22, 11, 4」と記している。この点について、杉山は「推薦議員たるの故を以て昭和22年11月4日追放該当の仮指定をうけるや、爾来一切の政治運動から引退したのであります」（「杉山元治郎の歩んで来た道」の「私の無産政党及政治運動」の項、杉山文庫-41）と記している。衆議院選挙に立候補できなくなった1946年2月10日の時点で手帖に「他の方面で大に働かう」と記した杉山であったが、1947年11月4日には社会党を離党し政党と関係のない状態となった。手帖には、社会党離党についての記載は、ない。

1947年11月10日付で、総理庁官房監査課長より、「総司令部より問合せの次第もありますので御多用中甚だ御迷惑ながら左記事項御回答願いたく御照会申上ます」（杉山文庫-41）として、調査依頼があった。その調査項目は、以下の様なものであった。

- 「1、現在の職業は何をしていられますか、事務所の所在地も併せて記入して下さい
- 2、関係しているクラブ、団体等がありましたら左の点御記入下さい
 (a) 名称 (b) 目的及び事業内容 (c) 所在地 (d) 保有する地位
- 3、貴下の現住所 」

この調査依頼に対する回答は、「杉山文庫」では、見つけられていない。

1947年11月4日に社会党を離党した後も、杉山は農民組合の会長としての地位は継続していた。1948年現在の全農大阪府連役員名簿に、会長杉山と記されている（前掲『大阪社会労働運動史』第3巻、806頁）。

1948年2月1日に杉山は公職追放指定解除の訴願を提起した。この点について、1949年4月の特免申請書のなかで、「3 訴願提起の有無 訴願は昭和23年2月1日提起致しました」、「4、特免申請の理由」では、「昭和23年2月1日公職資格訴願審査委員会に追放指定解除の訴願を提起致しました処」と記されている（杉山文庫-41）。なお、同文書の「3 異議申立の有無」の項で、「異議の申立は致しませんでした」とある。これは、水平運動の松本治一郎が異議申立をおこなったのと比較して、注目に値することである。

杉山の追放は1948年5月10日であった。1949年4月の特免申請書によれば、1948年5月10日付で「『覚書該当者としての指定を解除しないことを決定する』旨の通知を受けました」とある。また、前掲の日本社会党よりの問い合わせに対する1949年10月25日付の答えでは、「1、追放の年月日 23, 5, 10」と記している（杉山文庫-41）。こうしたことから、杉山の追放は1948年5月10日であったと確定せざるをえない。この1948年5月10日という日は、「公職資格審査に関しては本年5

月10日を以てこれを終了したということが出来る」(1948年12月と期日の記された「発刊のことば」, 総理庁官房監査課編『公職追放に関する覚書該当者名簿』日比谷政経会, 1948年2月。なお, 竹前英治・中村隆英監修, 増田弘解説『GHQ日本占領史 6 公職追放』日本図書センター, 1996年, 6頁参照)とみなされている。杉山は, 最後の段階で追放されたことになる。

追放理由については, 諸書一致している。翼賛選挙での推薦議員であったことが, その理由であった。前掲『公職追放に関する覚書該当者名簿』594頁では, 追放理由の項目に「推薦議員」と記されている⁽¹⁰⁾。『杉山伝記』318頁には, 「社会大衆党の候補者の多くが非推薦となった中で, 杉山は, 河上, 田万, 松本とともに推薦議員となったため, これが終戦後の追放理由となった」と書かれている。護国同志会のことが追放理由となっていないことが, 注目される。

以上のように, 杉山は1947年11月4日に公職追放の仮指定を受け, 1948年5月10日に公職追放が確定したのである。

2 追放解除特免申請書での弁明

1949年4月の特免申請書(杉山文庫-41)の「特免申請の理由」の項で, 杉山は自己の立場について次のように説明した。「私は青年時代より基督教信者になり, 国際主義的, 平和主義的立場を取って来たもので, 時には非戦論を唱えて一般社会より迫害を受け, 亦軍事予算に反対して右翼団体より脅迫をうけたことも一再でないであります」(特免申請書, 3頁)と。そのように自己の立場を認識していたが故に, 杉山は「此の私が極端なる軍国主義者の群に投ぜられますことは, 私の忍び得ないところであります」(同上)と記した。さらに, 松本治一郎の事例と対比させて, 追放解除を要請している。「同一政党に属し, 同じく推薦をうけた松本治一郎氏は,^(ママ)少数部落解放運動者として, 特に追放を解除されたのであります」, 「然らば同じく日本に於いて画期的な, しかも広汎な解放運動を終始一貫なして来た私も当然解除さるべきものと信じ, 多くの農民諸君も亦熱望している次第であります」(同上)と。

この特免申請書に収められている「杉山元治郎の歩んで来た道」と題する文章は, 杉山の弁明が凝縮されているものであり, 検討に値するものである。その「杉山元治郎の歩んで来た道」において, 杉山は自己の半生について概略し, 公職追放措置に該当しない人物であることを力説している。「以上累々申述べました様に, 私の今日までの生涯は, 基督教の伝道と, 農民解放運動と, 民主的政治運動のために全力を献げて来たものです, 私の追放該当事項とは全く白と黒の差であります, 何卒再審査の上追放指定解除の御裁決を下されんことを御願ひする次第であります」(特免申請書, 22頁)。

では, これらの項目について簡単にみていこう。

(10) 公職追放の指定を受けたのは1948年5月であるのに, 1948年2月刊行の『公職追放に関する 覚書該当者名簿』に名前が載せられている。何故であろうか。この書物の「発刊のことば」は1948年12月であり, 収録されている法令も1948年12月21日のものが最終であるが, 奥付は1948年2月刊行となっている。これは, 奥付の記載が間違いであると判断せざるをえない。この書物の利用にあたっては, この点に注意が必要である。

「(1) 私は基督教信者です」という項では、「私は明治35年9月18歳の時洗礼をうけて信者となり、今日に至っているのであります」(同上、8頁)と書き、その教歴の古さを提示している。次に、「(2) 私の農民解放運動」の項では、日農を創立し、第5回大会まで組合長を歴任したことにふれつつ、「常に左翼と戦ってきた」(同上、11頁)ことを強調している。その態度は、戦後においても同一であったと記している。「(新)日本農民組合は共産党員の加入により著しく左傾化し、それ以来左右の対立はげしく第2回大会が混乱に陥るや、右派の人々は(新)日本農民組合刷新同盟を作り、昭和22年7月25日遂に(新)全国農民組合を創立するに至り、私は同組合の顧問、大阪府連合会の会長に選任せられたのであります」(同上、12-13頁)。運動指導者としての自己認識としては、「私が日本農民組合を創立以来、常に組合長として選任されましたが、単なる装飾的存在ではなく、文字通り実際指導に従事して来たのであります」(同上、13頁)とし、「右の様に私は今日に至るまで全国の村々に解放運動を展開したから、今日猶ほ全国の農民から『農民の父』として慕われ」(同上、17頁)たと記している。そして、総括として、「私の農民解放運動は、基督教社会主義並に人道主義によったもので、常に反共的であり、亦極右的でもなく中庸の道を歩んだのであります」(同上、17頁)と書いている。「(3) 私の無産政党及政治運動」では、政党幹部としての履歴を記した上で、「私が軍国主義者でないことは前にも申し述べましたが、次の事柄によっても知って頂けると思ひます」として、「夏の臨時議会で満州事変費が提案された時、私は予算委員会に於ても亦本会議に於ても、唯一人反対した」という事例を提示している⁽¹¹⁾。ここで杉山は満州事変関係の軍事予算に「唯一人反対した」と主張しているが、その後の戦争への態度、翼賛選挙での戦争遂行の公約については、何等触れていない。そして、戦時下の政治行動については、「大東亜戦争中に政党が無くなり議員であったものは皆な大政翼賛会、翼賛政治会、大日本政治会等に所属することになったので、私も単なる単なる会員として所属致しましたが、別段重要な役割を致して居りません、猶ほ戦時中に於ても軍国主義的行動をして居らぬことは万人の証明してくれるところであります(水谷長三郎氏証明書参照)」(同上、19頁)と記している。そして、総括として、「私が無産政党並に政治運動を致して来ましたことは農民運動と一環をなすもので、基督教社会主義並に人道主義の立場に立ち左右に偏せず常に社会民主主義的な中道を歩んで来たのであります」(同上、19-20頁)と記している。最後に、「(4) 私の所謂推薦されし経緯」においては、「所

(11) この「唯一人反対」という記述は、検討の余地がある。なぜならば、『大阪朝日新聞』1933年2月14日夕刊は、「8年度総予算原案通り可決せん 杉山君(社大党)が唯一の反対論」と報じ、杉山の反対論の要旨(「国民生活を安定せず 杉山君の反対論」)を掲載しているが、翌日の『大阪朝日新聞』1933年2月15日号は、「空前の大予算案 難なく衆院通過 反対は杉山、小池両君のみ」との見出しの記事をのせ、「杉山元治郎君(社大)、小池四郎君(国社)の両君だけ反対の意を表して起立せず」と記している。これが事実だとすると、杉山「唯一人」が反対したとする記述が間違いだたということになる。また、時期も「夏の臨時議会」ではなく1933年2月の本会議であった。『杉山伝記』の「自叙伝」70-71頁では、「私は当時、安部磯雄、亀井貫一郎両氏とともに3人で協議の結果、反対することにし、8年2月の本会議で反対討論を行った。いざ採決の場合になると安部、亀井両氏は姿を消して見えない。結局、私一人が予算の点で戦争に反対したことになった」と記しているが、『杉山伝記』316頁では「唯一人」という表現は使われていない。『杉山伝記』439-445頁には、この1933年2月15日の予算案への反対討論が資料として紹介されている。

謂推薦議員であったことは、私から要望したものでなく、政府の政策的にせられたもので、私にとっては損失であっても利益には少しもなっていないのであります」（同上、21-22頁）と記している。

特免申請書は1949年5月2日に提出された。この日付については、総理府内公職資格訴願審査委員会事務局長伊関佑二郎より1950年4月15日付で杉山に送付された「覚書該当者の指定の特免について」（杉山文書-41）という文書のなかで、「貴下昭和24年5月2日御提出の特免」と記されている。前述のように、1949年の日記・手帳の類は「杉山文庫」には存在しないので、杉山の当時の気持ちを知ることはできない。

後年の杉山の回想においては、特免申請書の件は次のように描き出される。「私の履歴書」では、「そんな調子で、自分でも大して重大に考えずに推薦候補になったが、これが戦後になって、戦争の協力者、好ましからざる者として追放されることになったのである」（前掲『私の履歴書』第5集、197頁）と追放されたという事実のみを記しており、特免申請書には言及していない。ところが、「自叙伝」（『杉山伝記』94-958頁）での記載は、次のようになっている。「同時に政界を追放された松本治一郎氏は、50万人とか百万人の嘆願書署名により解除されたので、お前も農民から嘆願書を集め解除を申請してはどうかと勧めてくれる人もあったが、私は日本人として戦争に協力したことは事実だから、追放処分を喜んで受けようと忍んでいた」。これは、事実と異なる記述である。杉山は申請の書面を準備しており、弁明しようとしていたのである。

このように、特免申請書においては、杉山はキリスト教徒であることを前面に押し出し、「反共」の立場からの農民運動、無産政党活動であったことを強調し「民主的政治運動」を展開したと主張している。

以下の3、4、5（検証その1-その3）では、「私の今日までの生涯は、基督教の伝道と、農民解放運動と、民主的政治運動のために全力を献げて来たものです」という特免申請書での杉山の弁明を検討していこう。杉山が一貫してキリスト教徒であったことは明白であるので、キリスト教徒という要素以外の側面、すなわち「農民解放運動と、民主的政治運動」という点から、杉山の戦中・戦後の言動の分析をおこなうこととする。

3 検証その1 - 全国農民組合の解体と杉山

1937年12月15日の第1次人民戦線事件で、全農の中心的幹部として活動していた労農派の黒田寿男、岡田宗司、大西俊夫、稲村順三が検挙された（農民組合史刊行会編『農民組合運動史』日刊農業新聞社、1960年、772頁および小田中聡樹「人民戦線事件」我妻栄編『日本政治裁判史録 昭和・後』第一法規出版、1970年、拙稿「労農派と戦前・戦後農民運動」上下（『大原社会問題研究所雑誌』440号・442号、1995年7月、9月）。当該時期の全農は反ファッシュを掲げており、社会大衆党とは一線を画していた。その全農を指導していたのは、労農派の黒田寿男、岡田宗司、大西俊夫、稲村順三らであった。こうした指導部を持つ全農を解体し社会大衆党（以下、「社大党」と略記）の思うがままの組合に作り替えていくことは、社大党指導部が強く望んでいたことであった（前掲拙稿「労農派と戦前・戦後農民運動」下、『大原社会問題研究所雑誌』442号、1995年9月お

よび前掲拙稿「大日本農民組合の結成と社会大衆党」『大原社会問題研究所雑誌』529号、2002年12月、参照)。人民戦線事件は、社大党のそうした傾向を一層強める契機となったのである。

1937年12月18日、全農中央常任委員会が、「杉山、田中、長尾」と書記の「伊藤、西尾」の出席で開催された。全農中央常任委員の田辺納は欠席していた。同中央常任委員会は「黒田、岡田、大西三常任某事件のため検挙さる」とした上で、次の様な態度を表明した。「転換は未だ部分的たるを免れず、更に一層正しく状況に適応するために、客観的、主体的条件を全面的に再検討して真に国情に即せる綱領・方針を樹立しなければならぬ」(大原社研編集・発行『農民運動資料第12号 戦時体制下の農民組合(6)』1978年、53-54頁)と。

人民戦線事件について、杉山は12月24日付の田辺納あての書簡に次のように記している。田辺は、かつて全農全国会議派の指導者であり、この時期には全農中央常任委員であった。「却説、今度の人民戦線派検挙で驚きの事と存じます。先般の常任会議ではこのことを予想し、全農も或線まで退却せねばならぬことを申し合わせました。併し此の検挙後内務当局の意向を聞くに、共産主義も自由主義も境界がつかなくなった、だから自由主義までやらねばならぬと云ふている。其処で全農は今度やられなかったが、此次は全農に居るまだマルクス主義的傾向を清算し切れぬものを検挙することにならう。それで其の量、其の範囲により、全農結社禁止と云ふだんどりになる恐れがある。殊に社大党農村部は、社大関係の全農に此際反共産主義、反人民戦線を明瞭にし、且つ社大党支持をする様にと指令している。それでそうした動きするとみられる。実際にぐずぐずしている者、反対する者は内務省方針の網に引かかる危険性があることになる。それで全農も他から云はれるまでもなく、先般の常任会議でも申告せているので、自由的に早急に態度鮮明にする必要があります」(田辺納追想録刊行委員会編集・刊行『不惜身命』1986年、457頁)。このように、杉山は、取締当局による「全農結社禁止」という事態を恐れ、社大党からの要請もあって、態度決定を迫られていたのである。

12月29日に緊急全農中央常任委員会が、「杉山、須永、田中、田辺、長尾」と書記の「伊藤、山名、西尾、江田」の出席によって開かれた。そこで、黒田、岡田、大西の辞任が承認され、「治維法被疑者を中央部より出した今日、世の誤解を避けるために速かに全農の政治的態度を表明する必要がある」(前掲『農民運動資料第12号 戦時体制下の農民組合(6)』54-55頁)として、方針転換の声明書発表が決められた。声明書では、「我等は過去の運動方針を再検討し、小作組合型を放棄して銃後農業生産力の拡充と農民生活安定のために、勤労農民全体の運動に再出発せんとす」(同上、56頁)との基本方針を示した。そして、社大党支持を明記した。「其の第一歩として国体の本義に基き反共産主義、反人民戦線の立場を明確にせる社会大衆党を支持し、党支持の全農民団体との統一を計り」(同上)と。『特高外事月報』は、1938年1月13日に社大党農村部通達が出され、「社大党農村部」による全農解体・新組合結成の動きが急速であると報告している(内務省警保局保安課『特高外事月報 昭和13年2月分』149頁)。

1938年1月22日の田辺納あての書簡で、杉山は「全農の肅清工作」を一層進めなければならなくなった事情について説明している。国民精神総動員緊急評議員会が開催された1月21日に、香坂理事長が杉山を別室に呼んで引責辞任を申し出たという形にしてほしいと要求したことについて、常任の意見を伺ってから返答するとの態度を表明したことを田辺に伝えている。「引責辞任するか、

乃至は理事会の決議で辞任をさせられるまで頑張るか、何れにせよ面白くない結果になります。如何致すべきか貴意至急折返し御返事願います」。その書簡では、香坂理事長の発言が紹介されている。「全農は過般の検挙に幹部並に支部多数の被疑者を出したので、理事者間に問題になり、表面化すると面倒故、此際引責辞任申出たと云ふ形にして欲しい」、「全農には内務省で聞いた処によるとまだ危険分子がある様であるから、肅清苦心の程も察するが、連盟としては引いて頂きたい」と。この発言に関連して、杉山は次のように記している。「私も今一度内務省に行っている意向を確かめる積りであるが、所謂会議派につき疑の眼を向けているらしいです。それで全農の肅清工作も徹底的にやらねば危険は近くにあるのではないかと予感（ママ）ます。社大農村議員団も此の事を予感して、至急に合同をやるらしいです」（前掲『不惜身命』459-460頁）。

1938年2月1日の第二次人民戦線事件では、全国各地で農民運動指導者が検挙された。2月6日午前11時より社大党本部にて、全国農民組合拡大中央委員会が開催され、人民戦線事件関係者と「分裂策動者」の除名・新農民組合結成の件を可決し、午後3時より社大党本部にて、大日本農民組合が結成された（『社会大衆新聞』107号、1938年2月18日および『社会運動の状況 昭和13年版』1222頁）。『須永好日記』2月6日の条に曰く、「午前10時宿舎を出て党本部に行き常任委員会を開いて農民組合合同の経過と方針の承認を得、拡大中央委員会で新組合結成、分裂策動者除名、人民戦線派除名等を決定し、新組合結成委員、常任並に中央委員の補充等を行ない、続いて新方針による役員詮衡をして、組合名、規約、要項等を決定し大日本農民組合を結成して杉山組合長、主事三宅正一とする」（前掲『須永好日記』276頁）と。2月11日、田辺納は社大党離党の声明書を出した。こうして社大党の主導の下で「全農の肅清工作」が進められ、杉山は新組合の組合長に選出された。

ところで、「杉山元治郎の歩んで来た道」（杉山文庫-41）では、次のように記されている。「昭和12年の春、所謂人民戦線事件の検挙で全国農民組合内の左翼系人物が拉致され、活動が低調となり、遂に全国農民組合が解散の憂目を見たので、私達は反共産主義（反人民戦線）の政治的立場を鮮明にし」（特免申請書、12頁）云々と。ここでは、まるで他人事のように書いている。自分が責任をもって「肅清」を行ったことを隠している。次に、「私の履歴書」では、人民戦線事件には言及されていない。また、『杉山伝記』では、杉山による肅清工作には言及していない。さらに、『杉山伝記』所収の「自叙伝」には、人民戦線事件についての記述はない。なお、この時期の日記・手帖には、こうした事態については記述されていない（杉山文庫-17、18）。1937年の『クリスチャン・ダイアリー』には2月12日以降の欄には記載事項が無く、1938年の『大衆日記』には1月、2月の記述は無い。

このように、杉山は人民戦線事件に際して全農内部の「肅清」に積極的に乗り出し、全農の解体、新組合の結成を推進する中心となったのである⁽¹²⁾。それは、内務省の意向を踏まえたものであり、かつ社大党指導部の推進する基本政策に合致するものであった。

4 検証その2 - 翼賛選挙における推薦候補での当選

1942年4月30日の第21回総選挙いわゆる翼賛選挙において、杉山は推薦候補となり当選した。そこで示された杉山元治郎の政見は、東条内閣の下での戦争遂行を全面的に支持するものであった

(13)。

杉山は、東条内閣を支持する理由について、以下のように述べている。「凡そ戦時下に於て最も大切なことは、政局が安定し、変らざる政府が不動の方針を貫いて行くことであります、東条内閣は大東亜戦争遂行のために生まれ、戦争目的の完遂を第一義として居るので、我々は飽くまで之を支持し、以て大東亜戦争の理想達成に協力せんとするものであります」(『大東亜建設代議士政見大観』都市情報社、1943年、芳賀登他編『日本人物情報大系』第29巻、皓星社、2000年所収、349頁)。その上で、戦争勝利のために奮闘することを宣言した。「要するに戦争は勝たねばなりません、如何なる困難があっても大東亜戦争の目的は完遂しなければなりません、此の選挙も斯かる必勝体制の確立に邁進したいと存するのであります」(同上、350頁)。こうした立場から、「国民が一丸」になることや「国民生活の確保」の重要性を提言した。まず、「国民が一丸」になることの重要性について、「而して政治を強力化する為には、政府、議会、国民が一丸となることが必要であります」(同上、349頁)と述べ、「之を実現するのが今度の選挙の眼目と信じます、私が東条戦時内閣を絶対支持し、選挙を通じて国民に訴へんとする所も其の点にあるのであります」(同上)と選挙の役割に言及した。そして、「国民生活の確保」の重要性については、「更に戦時に於ける要諦は、国民生活の確保にあると信じます、戦時に於ける国民生活の確保とは、生活内容の向上を意味するものでなく、生活を脅威する不安を一掃することです」(同上)と主張した。このように、杉山は戦争勝利を説き、その立場からの提言をおこなっていたのである。

翼賛選挙に立候補した農民運動関係者のうち、推薦候補は杉山のみであり、他の人々は非推薦候補であった⁽¹⁴⁾。非推薦候補のうち、菊池養之輔、須永好、中村高一、前川正一は東亜連盟協会から、平野力三は皇道会より立候補し、佐藤吉熊(東京府)、稲村隆一(新潟県)、田中義男(京都府)、田辺納(大阪府)、長尾有(兵庫県)、氏原一郎(高知県)らは東方会推薦で立候補した⁽¹⁵⁾。農民運動関係者のうちで当選したのは、杉山元治郎、川俣清音、菊池養之輔、三宅正一、前川正一、平野力三であった⁽¹⁶⁾。

杉山は、1942年12月21日現在の調査では、翼賛政治会に参加して農村議員同盟(135名)幹事長

(12) 杉山の政治判断を左右したかもしれない経験として、日露戦争時の非戦論、大逆事件、三・一五事件などの弾圧事件が杉山の身近でおこったことが挙げられる。1904年、和歌山県農会に勤務していた19歳の時に、非戦論を説いた雑誌の発行人であったことから「露探」とみなされ、職を捨てざるを得なくなり、在職地から移転せざるを得なかった(『自叙伝』、『杉山伝記』22-23頁)。また、25歳の時の大逆事件では、和歌山時代の知人である大石誠之助が死刑となり、友人の沖野岩三郎が警察から監視されることになった(同上、47頁)。43歳の時の三・一五事件では、日本農民組合の後輩活動家が関係者として逮捕された。こうした経験が杉山にどのような影響を与えたかは、具体的資料では把握できていない。しかし、その後の行動においては、弾圧への慎重な配慮と時の流れに逆らわないという対処法が窺える。この人民戦線事件への対処にも、その影響をみてとることができる。

(13) 非推薦で立候補した人々との比較検討は、今後の検討課題である。これに関する1つの試みとして、河野密や三宅正一について検討した拙稿「戦時体制と社会民主主義者－河野密の戦時体制構想を中心として－」(日本現代史研究会編『日本ファシズム(2) 国民統合と大衆動員』大月書店、1982年)および前掲拙稿「農民運動指導者三宅正一の戦中・戦後」上下を参照されたい。

をつとめ、他に経済議員連盟（261名）、国民教育振興議員連盟（258名）の一員であった（吉見義明・横関至編集・解説『資料日本現代史5 翼賛選挙 2』大月書店、1981年、331-333頁）。

翼賛選挙において推薦候補となったいきさつについて、杉山は以下のように弁明した。まず、「杉山元治郎の歩んで来た道」（杉山文庫-41）には「私の所謂推薦されし経緯」が記されている。「我々無産党に属するものが推薦せられる筈もないと考へ」ていた。「後ちに聞いた話であります、東京の推薦母体でも我々を推薦することに対し、いろいろと強い反対もあったが、儀礼的に公平振りを大衆に示すためには、推薦する方が得策なりとの議論が勝ちを占め、党代表として河上丈太郎氏、非圧迫民代表として松本治一郎氏、労働者代表として田万清臣氏、小作農民代表として私を推薦したとのことあります」。東京からの使者は永井柳太郎であった。いったんは断ったが、「君と個人的に親しい関係で使ひに来た僕が困る」と永井に言われて翌日の回答を約束し、「運動員達と協議した結果、多くの同志も『此際は推薦をうけた方が良い、若し受けなければ軍部が無産党候補に犬糞的に圧迫する危険がある』とのことに、私も不本意ながら決心し永井氏に受諾の返事をしたのであります」。次に、追放解除後の1950年時点での弁明は、「杉山元治郎氏復活第一声」と題する新聞記事（『大阪新聞』1950年10月24日付、杉山文庫-37。目録では、1947年の新聞切抜と表示されているなかに収録されている）に見ることができる。「戦争中大政翼賛会からすいせんされ、いわゆる推薦議員として衆議院に当選したためにこれがはしなくも終戦後G項該当者として追放の身になった、いまさらの弁ではないが、大体私は推薦議員に推されたのは時の政府にとつては単に人選の公平をつくろうための“招かれざる客”として、頼みもしないのに無理強いに推薦されたものだ、それをはずきり断わり切れなかった不徹底さが、思いもよらぬ結果を招くことになったわけで、全くやむをえない成り行きだった」。ここでは、公約において戦争支持を高らかに唱っていたことへの反省は述べられていない。「無理強いに推薦されたものだ」として、迷惑を受けたという側面を前面に押し出したのである。後年の「私の履歴書」では、前掲の「杉山元治郎の歩んで来た道」

- (14) 内務省警保局保安課「総選挙ニ現ハレタル旧社会大衆党系勢力ノ消長ニ関スル件」1942年5月11日、前掲『資料日本現代史5 翼賛選挙 2』220-224頁および衆議院事務局「第21回総選挙衆議院議員総選挙一覧」前掲『資料日本現代史5 翼賛選挙 2』244-282頁。農民運動に関与していた経歴を持つ非推薦候補は、以下の人々である。川俣清音（秋田県）、菊池養之輔（宮城県）、須永好（群馬県）、中村高一（東京府）、佐藤吉熊（東京府）、稲村隆一（新潟県）、井伊誠一（新潟県）、三宅正一（新潟県）、石田善佐（新潟県）、田中義男（京都府）、森英吉（京都府）、田辺納（大阪府）、長尾有（兵庫県）、野崎清二（岡山県）、前川正一（香川県）、三徳岩雄（香川県）、林田哲雄（愛媛県）、氏原一郎（高知県）、田原春次（福岡県）、富吉栄二（鹿児島県）。
- (15) 警視庁特高第2課「総選挙ニ対スル革新陣営ノ動向」1942年、吉見義明・横関至編集・解説『資料日本現代史4 翼賛選挙 1』大月書店、1981年、203-204頁および表町警察署長「東方会推薦衆議院議員第1次決定候補者ノ件」1942年4月5日、前掲『資料日本現代史4 翼賛選挙 1』204-205頁。
- (16) 内務省警保局保安課「第21回総選挙ニ於ケル国家主義団体関係候補者成績調」1942年5月4日、前掲『資料日本現代史5 翼賛選挙 2』217頁および内務省警保局保安課「総選挙ニ現ハレタル旧社会大衆党系勢力ノ消長ニ関スル件」1942年5月11日、前掲『資料日本現代史5 翼賛選挙 2』220-224頁、衆議院事務局「第21回総選挙衆議院議員総選挙一覧」前掲『資料日本現代史5 翼賛選挙 2』244-282頁。

と同様のことが記されている（前掲『私の履歴書』第5集，196-197頁）。ただ、永井柳太郎との関係について、「党は違ったが、永井氏の奥さんのお父さんがクリスチャンの牧師で、私と非常に親しいので、その関係から永井氏が大阪に来て、私を推薦するといってきた」（同上）と記されている点が注目される。「杉山元治郎の歩んで来た道」に記されていた永井の言葉－「君と個人的に親しい関係で使ひに来た僕が困る」－の意味するところがこれではっきりした。「自叙伝」（『杉山伝記』92頁）でも、「杉山元治郎の歩んで来た道」と同趣旨のことが書かれている。『杉山伝記』では、「杉山は、河上、田万、松本とともに推薦議員となったため、これが終戦後の追放理由となった」（318頁）と記すのみで、公約の内容には触れていない。

このように、杉山は農民運動関係者で唯一の推薦候補者として当選し、公約において戦争支持を唱い戦争推進のための方策を提起していたのである。（つづく）

（よこぜき・いたる 法政大学大原社会問題研究所兼任研究員）

●敗戦直後の政治・社会運動の黎明期をリアルに描き出す、共同研究の成果

「戦後革新勢力」の源流

占領前期政治・社会運動史論 1945-1948

法政大学大原社会問題研究所／五十嵐 仁編 A5判上製・3900円（税別）

敗戦直後の食糧闘争から社会党の結成・共産党の公然化や、それとの関連で発展していく労働・農民運動。さらに、青年・学生、女性運動の展開…戦後革新運動の黎明期を史実に基づいて解きおこす。

- 序章 占領前期政治・社会運動の歴史的意義（増島 宏）
- 1章 戦後社会運動の出発—敗戦直後の食糧闘争（梅田欽治）
- 2章 戦後日本共産党の公然化・合法化（犬丸義一）
- 3章 日本社会党の結成—「戦後革新」の一つの出発（大野節子）
- 4章 戦後労働運動の出発—「10月闘争」から「2.1ゼネスト」へ（山田敬男）
- 5章 戦後農民運動の出発と分裂—日本共産党の農民組合否定方針の破綻（横関 至）
- 6章 戦後女性運動の源流—新日本婦人同盟を中心に（伊藤康子）
- 7章 学生運動の再出発とその展開—全学連結成前史（手島繁一）
- 8章 戦後沖縄革新運動の源流（南雲和夫）
- 終章 戦後革新運動への展望（五十嵐 仁）

大月書店 〒113-0033 東京都文京区本郷2-11-9／電話 03-3813-4651（代表）
<http://www.otsukishoten.co.jp/>